

ふくしま産業復興企業立地補助金対象企業指定審査会設置要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、県内における製造業等の生産拡大及び雇用創出を図り、もって地域経済の復興再生に寄与することを目的とした「ふくしま産業復興企業立地補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）第4条第3項の規定に基づく審査を実施するにあたり設置するふくしま産業復興企業立地補助金対象企業指定審査会（以下「審査会」という。）について定める。

(事 務)

第2条 審査会は、補助金対象企業指定申請した企業が交付要綱第3条に該当する企業であるかどうかを審査し、併せて交付要綱第4条第1項の補助対象企業指定（変更）申請書及び添付書類の内容について審査をする。

(組 織)

第3条 審査会は、別表に掲げる役職にある者をもって組織する。

2 審査会に会長を置き、商工労働部理事（企業誘致担当）をもって充てる。

(会 議)

第4条 審査会は、必要の都度会長が招集し、主宰する。

2 会長は、必要に応じ、審査員以外の者をアドバイザーとして出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶 務)

第5条 審査会の庶務は、商工労働部企業立地課において処理する。

(補 則)

第6条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月8日から施行する。

別表（第3条関係）

商工労働部理事（企業誘致担当）

〃 次長（産業振興担当）

〃 企業立地課長

〃 産業創出課長

〃 経営金融課長

〃 雇用労政課長